

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	立花証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第 110 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-13-14
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （T e l 0120-64-5005 フリーダイヤル）
資本金	66 億 9570 万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 23 年 4 月
連絡先	03-3669-3410 又はお取引のある支店にご連絡ください。

立花証券株式会社

リスクと手数料に関する書面

下記の内容は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「公社債等の価格変動リスク」、「信用リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認ください。

当ファンドにかかる手数料等について

< 投資者が直接的に負担する費用 >

◆ 購入時手数料

購入時手数料はありません。

◆ 換金時手数料

換金時手数料はありません。

◆ 信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

< 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

◆ 運用管理費用（信託報酬）

運用管理費用の総額は、信託元本の額に年率 1%以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。運用管理費用は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の費用等、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」に記載しておりますのでご確認ください。